

大阪市規則第100号

大阪市契約規則の一部を改正する規則

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<u>（売払い又は貸付けの申込保証金）</u> <u>第23条</u> <u>随意契約により市有財産の売払い又は貸付けの契約を締結しようとする者は、当該契約の申込みの日以後の日で契約管財局長が指定する日（契約締結の確保の必要性その他の事情により当該契約の申込み前に申込保証金を納付させる必要があると契約管財局長が認める場合にあっては、入札保証金との権衡を考慮して契約管財局長が指定する日）までに申込保証金を納付しなければならない。ただし、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約管財局長は、申込保証金の全部又は一部を免除することができる。</u> <u>2 申込保証金は、契約締結後これを還付する。ただし、前項本文の規定により当該契約の申込み前に申込保証金を納付させる必要があると契約管財局長が認めた場合にあっては、当該申込み前に当該契約の相手方とならないことが確定した者に対しては、当該確定後これを還付する。</u> <u>3 第19条（第1項及び第2項第3号を除</u>	<u>（売払い又は貸付けの申込保証金）</u> <u>第23条</u> 第19条から前条までの規定は、随意契約による市有財産の売払い又は貸付けの申込保証金（以下申込保証金という。）について準用する。 2 契約の相手方が契約を結ばないこととなるおそれがないと認めるときは、契約管財局長は、申込保証金の全部又は一部を免除することができる。

<u>く。）、第20条第2項、第21条第1項及び第22条の規定は、第1項の申込保証金について準用する。この場合において、第21条第1項中「落札者」とあるのは「契約の相手方」と読み替えるものとする。</u>	
備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。